

よめばやさしくなるしやまのこうほうし



福祉くまの



特集 ホームヘルパーのできないこと

NO.79 平成30年11月5日発行

● 熊野市社会福祉協議会の事業には、赤い羽根共同募金配分金を活用させていただいております。



ホームヘルパーのできないこと

お宅を訪問して生活のお手伝いをするホームヘルパー。家庭奉仕員の時代から、住民に一番近いところで福祉サービスを提供してきました。寄り添う気持ちは変わりませんが、制度が新しくなり、利用される方も増え、その仕事内容も合理的に細分化されてきました。人材不足などの問題を抱えながら、適正なサービス提供を行うために、今回はヘルパーの仕事について一緒に考えてください。



ホームヘルパーのしごと

ホームヘルパーの仕事とは、誰もが住み慣れた自宅で日常生活を送れるよう、その人の生活を支援することが目的です。介護認定を受けた方に対し、*ケアプランに沿ってサービスを提供します。あらかじめ決められた日、時間に訪問し、制度上認められた活動を行います。

※詳しくは前号をご参照ください



サービスのイメージ

ホームヘルパーによるサービスを受けたいと考えたとき、**いつでも、何でもしてくれる**イメージを持たれる方がおられます。確かに周りから見れば、掃除、洗濯、調理などの家事をしたり、その人の生活に関する希望を聞

くという点だけ考えると、そういう誤解も生まれるのかもしれませんが。



公的サービス

しかし、ここでいうホームヘルプサービスは介護保険法という法律に位置付けられているサービスですので、本来の目的に沿ったことしかできません。また、介護保険で使われる費用は公費（国、県、市町村）が半分、残りの半分は対象となる国民が納める保険料でまかなわれています。そのため、サービスの内容については、介護が必要な人にとつての最低限度の生活の安定を図ることと、誰もがいつまでもサービスを利用できるように、介護保険制度の安定を考慮し、定められています。身体介護だから、生活の支援だからといって、どんなことでもできるわけではありません。



できること

ヘルパーの仕事には、大きくわけて「身体介護」「生活援助」「通院等乗降介助」の3つがあります。

「身体介護」には、排泄介助、食事介助、着替え介助、入浴介助などがあり、その人の身体の状態に応じて介助や見守りを行います。その他、服薬の管理も身体介護に含まれます。

「生活援助」とは、掃除、洗濯、調理、買い物などの身の回りの支援であり、本人のできない部分をお手伝いすることで、生活の安定を図ります。

「通院等乗降介助」とは、通院を目的に、ヘルパーが運転する自動車の乗り降りの介助や、病院での受診の手続き等の介助を行います。



はい、どうも



できないこと

生活の支援には、人それぞれの事情があるため、ときに「あいまい」な要望が生じることもあります。しかしながら介護保険制度の訪問介護サービスは、法令等で内容が決まっているため、線引きをする必要があります。以下、法令で定められた提供できない行為です。

「身体介護」できないこと

▽髭剃り、巻き爪等の変形した爪の爪きり、褥瘡の処置、散髪など

※医療またはそれに準ずる行為

「生活援助」できないこと

▽ご本人が使用する居室、風呂、トイレ以外の掃除

▽ご本人以外の洗濯、調理、買物、布団干し
▽自動車や自転車、車椅子などの点検、清掃
▽家業の手伝い（商品の販売、農作業等）
▽来客の応接（お茶、食事の手配等）
※直接本人の援助に該当しない行為。



具体的に

例えばよく聞かれて困ることは、窓ふき、外回りの掃除、床拭き（生活に支障があればできません）、ペットの世話、マッサージ、同居家族の食事作りや部屋の掃除、布団などの片付け、銀行などでの出金です。これらは、
①主として家族の利便に供する行為又は、家族が行うことが適当である行為②ヘルパーが行わなくても日常生活を営むのに支障が生じない行為③日常的に行われる家事の範囲を超える行為であることから、介護保険サービスではできません。



おわりに

介護保険制度は、その人の生活基盤を安定させ、利用される方が自分らしく暮らし、ま



ひなた祭開催しました

今年で5回を数える「ひなた祭」。例年同様、飛鳥事業所を利用くださっている皆さん、ご家族、また、温かく見守ってくださっている地域の方々と一緒に楽しく1日を過ごしました。



ひなた祭のこと、当日の様子は、ホームページでどうぞ



た、ご本人とそのご家族等の負担を軽減することを目的としています。ですのでホームヘルパーは、その人の持てる力を活かしながら、自分でできることは自分で行ってもらい、できない部分をお手伝いするという考えのもと活動しています。全国的な介護人材不足のなかで、誰もが必要なサービスを平等に利用できるよう、何卒ご理解ください。

みんな
いっしょに
大きくな~れ!

いな



ボランティアセンター
イメージキャラクター
いな

熊野市ボランティアセンター

登録ボランティア数

団体：34 個人：23名

合計：1,731名

平成30年9月30日現在

ボランティアって何??

今回はボランティアの意味について、少し考えてみたいと思います。

VOLUNTEER (ボランティア) は日本語で“志願兵”などと訳すことができます。つまり、自発的な活動がボランティアの本質なのです。しかし、ボランティアはどこか奉仕的なイメージが強く「やってあげる」といった感覚に陥りがちです。自らの意志でないと心のこもった行動はできません。だからこそ、ボランティアは「自発性」が大切なのです。

また、自発的な行動でも自分の利益を求めてはいけません。ボランティア活動には相手があります。利他性(相手を優先する)が肝心になります。

ボランティアに大切な要素

- ①自発性 ⇒ 自らの意志で行う活動
- ②無償性 ⇒ 利益を求めない活動
- ③社会性 ⇒ 特定の思想や宗教等のために行われることなく、社会に役立つ活動
- ④創造性 ⇒ 今何が必要なのかを工夫する活動

ボランティアは自発性が大切ですが、それ故に活動の手法や規模などは多様です。

自分の趣味や得意とすることが、誰かのために役立つこと(ボランティア)になれば素敵ですよ。

開催しました!

9月15日(土)熊野市保健福祉センターにおいて、ボランティア養成講座「そば打ち教室」を開催しました。

講師に岡田薫さん(有馬町)とくまのそば打ち愛好会の皆さんをお招きし、10名の方が受講され、なんと!参加者9名が男性でした。講座はマンツーマン形式で進み、参加者それぞれで“思い”のこもったそばを打たれていました(^ ^)

退職後の男性の趣味としても注目が集まる“そば打ち”。男性が活躍できる場の一つとして、当センターでは継続して講座を開催していく予定です。



活動グループの紹介

くまのそば打ち愛好会

「そば打ちを通して、各種イベント等で活動しています。心のこもった手打ちそばは、大変喜ばれる一品です。」

これも立派なボランティア活動ですよ(^ ^)♪
興味があれば、当センターまで一報下さい。

代表：林 伸之さん(有馬町)



熊野市ボランティアセンター
(熊野市社会福祉協議会内)

住所：熊野市井戸町1150番地

電話：0597-89-5000

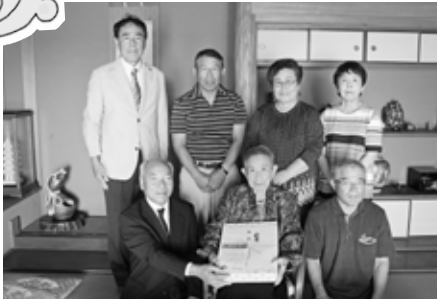
メール：y.owada@k-shakyo.com

担当：大和田 祐輔

FAX：0597-89-3068



9/17 ご長寿祈念事業 (熊野市内各地)



当日の様子

9月17日敬老の日に、今年95歳を迎える方をお祝いさせていただきました。共通して感じたことは、皆さんとても95歳にはみえず、お元気な方ばかりであること。趣味を思いっぱい楽しんだり、ご家族の支えのおかげであったりと長寿の秘訣はそれぞれでした。これからも健康に気をつけてお過ごしください。



こんなことやりました

9/19 福祉委員研修会 (熊野市保健福祉センター)

講師NPO法人Mブリッジ 代表理事
米山 哲司 氏



「やわらか頭のひらめきトレーニング」と題し、日常のちょっとした“気づき”や“ひらめき”を地域づくりに活かす視点を学びました。

9/28 ふれあいいきいきサロンミーティング

(熊野市保健福祉センター)



各地区で活動するサロングループが、それぞれ抱える課題や取り組みの工夫などについて意見・情報交換を行い、今後より一層健康づくりや生きがいづくりにつなげていきます。



10/2 災害ボランティアコーディネーター養成講座 テーマ別講座 (熊野市保健福祉センター)

災害等で電気などが使えなくなったとき、カセットコンロ、鍋、水とご家庭にある食材で食事を作るパッキング。インターネット情報では得られにくい気づきもたくさんありました。今後の災害時に有用なテーマ別講座にもご期待を。



市内各地区で敬老会開催中



9月に入り、各地区で敬老会を開催中。式後はおいしい食事、歌や踊りといった地区オリジナルの余興が繰り広げられています。

おまかせ

無料法律相談所

ください

◇開設日 11月8日(木)
12月18日(火)

◇相談員 片山 眞洋 弁護士

◇会場 熊野市保健福祉センター
1階相談室

◇時間 13時から

◇相談内容 民事全般(相続、離婚、雇用、他)

※開催日前日の15時までにご予約ください。

※相談は一人15分程度で予約順です。

担当 地域福祉係 西



リサイクル登録制度

家庭で使わなくなった介護用品や乳幼児用品、また、「譲って欲しい」といった品物を登録し、地域でリサイクルしていく制度です。お互いに譲り合う当制度を是非ご活用下さい。

当制度に関する情報は、熊野市保健福祉センター玄関にある掲示板または、熊野市社会福祉協議会ホームページ(熊野市社協で検索) リサイクルのページ)でご覧ください。

掲示版



リサイクルのページ



担当 地域福祉係 西



赤い羽根情報

今年も10月1日より、全国一斉に赤い羽根共同募金運動が始まりました！台風の影響により、毎年恒例のJR熊野市駅での街頭啓発が中止となったりしましたが、今後もイベントへの参加、もちつき大会など様々な活動を展開して参りますので、市民の皆様のアたかいご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。

■今後の予定

10月31日(水)

三重県社会福祉大会

(イオン熊野店様)

遊木地区社協様表彰

11月3日(土・祝)

紀和ふるさと祭での

街頭啓発

11月11日(日)

市民スポーツ祭での街頭啓発

12月1日(土)

もちつき大会

担当 総務係 檜作

ニュース



おっ得情報

ランドセル購入助成事業

(赤い羽根共同募金配分金事業)

◆対象 ①市内に在住し、平成31年4月小学校へ入学のお子さまと生計を一にするひとり親世帯 ②市民税非課税世帯または国民年金減免世帯

(①と②の条件を、ともに満たす世帯)

税世帯または国民年金減免世帯

税世帯または国民年金減免世帯

税世帯または国民年金減免世帯

◆助成額 10,000円を上限とします。

◆申込方法 申込用紙に必要事項をご記入いただき、次の書類を添付してお申し込みください。

- ・住民票(世帯全員が記載されたもの)
- ・市・県民税非課税証明書または国民年金が減免されていることを証する書類
- ・ランドセル購入を証するレシートまたは振込明細書など

◆申込期限 平成31年2月28日(木)

※申込用紙は幼稚園、保育所(園)より配布または、熊野市社会福祉協議会及び、熊野市共同募金委員会ホームページにも準備しています。

担当 総務係 檜作

熊野市共同募金委員会はコチラ↓



謎

暗号の謎を解け!

mission kumapossible



秋の夜長に暗号解読!

ハロー!クマサン・ハントだよ!前回の暗号は解けたかな!?

当選者は、端無聖さん、林康成さん、前田マリ子さんだよ!

おめでとう!!それじゃあ今回の暗号だ!

問1 1836 = 3、16 = 1、182 = 2、
9999 = 4、777 = ?

問2 ?は?の1,000倍

※?は同じ文字

前回の答え 「く」(指) 「A」(あさって)

「暑さ寒さも彼岸まで」さすがです。お彼岸を超えたら涼しくなりました。秋の到来ですね。皆さんの秋は何の秋でしょう。食欲、スポーツ、読書。何をやるにもはかどる季節。悔いのないよう一度きりの今年の秋を楽しみましょう。こういうと俄然やる気が出てきませんか。でも、体調管理もしっかりと。特に食欲の方は、体重……。(あきひと)



あとがき

熊野市の人口と高齢化率

世帯数	8,957 世帯
人口	17,145 人 (男7,890人/女9,255人)
65歳以上	7,287 人 (男2,995人/女4,292人)
熊野市の高齢化率	42.50% (平成30年10月1日現在)



暗号が解読できたら、ハガキに答えを2つ書いて、(感想も書いてくれるとうれしい!)

〒519-4324
熊野市井戸町1150番地
熊野市社会福祉協議会
福祉くまの係へ
平成30年11月29日(木)までに届くように送ってネ!
正解者の中から抽選で3名にステキなプレゼント!
みんなの挑戦待ってるよ!!

